

平成18年(行ウ)第1号
損害賠償請求行為請求事件

原告 西澤伸明外4名
被告 甲良町長山崎義勝

準備書面

2006年6月27日

大津地方裁判所 民事部合議B係 御中
原告ら訴訟代理人

弁護士 元永佐緒里

弁護士 木村靖

弁護士 坂梨勝彦

被告平成18年4月11日付準備書面(「被告書面」という。)について

第1、被告書面第1の部分について

被告は、この部分の後段において、「また、甲良町のいわゆる同和対策事業や本件残地処理は、地域コミュニティの持続発展及び事業コストの合理化等といった政策的観点から進められてきたものであって、そこに違法性を見出すことは不可能である。」という。

しかし、残地処分にあたって、従前の居住関係を可能な限り維持する配慮をしたり、事業コストを考慮したりするという当たり前すぎることをしたからと言って、それゆえに、残地処分への着手がどんなに遅れ、残地処分の進行がどんなに遅いままに置かれていても違法ではないという、そのような論理はありえない。残地処分に着手することや残地処分の進展が遅れて残地処理が遅延し、その遅延の程度が合理的所用期間と猶予期間を超えている場合には、遅延は任務懈怠として違法性を帯びるというほかない。被告の主張は、失当である。

なお、被告は「甲良町のいわゆる同和対策事業・・・は・・・そこに違法性を見出すことはできない」と述べるが、原告らは本訴請求において、町が残地となった土地を取得した原因である同和対策事業そのものの違法性を主張しているわけではないので、念のため指摘する。

第2、被告書面第2「いわゆる同和対策事業の終了時期について」について

1、被告は、第2の部分の締めくくりで、「平成14年3月までに事業残地の処理を終えるべきであったという前提事実に基づく原告らの主張は、意

見具申の内容を取り違えたものである。」というのであるが、（平成8年）意見具申の内容の理解の問題と、本訴の対象問題とは関係がない。

残地問題は、そもそも、事業終了後に未だ地域に残された同和問題（同和地区の環境の悪さ、地域住民の経済力の弱さ等の問題、就職、就学、結婚等の問題、さらには差別意識の残存それにより発生する諸問題）を解決するための施策という性質の問題とは性質を全く異にするからである。残地処分は、純粋な残務である、あるいは、過去に行政が犯した、特定人への便益・利権供与を終わらせる問題、それに尽きる事柄だからである。

ところが被告は、「平成14年度以降も同和問題の解決のために必要な行政の取組は限られた行政資源の最大有効活用といった観点から、必要かつ的確な施策については、継続実施していくべきとされている」と論じておいて、あたかも本件残地問題が、上記行政の取組み、すなわち、「同和特別施策は終了したが未だ地域に残された課題があるから取組みをする」ことがらであるかのように論を進める。いわく「もちろん、平成14年度以降新たに、財政援助を伴う、しかも対象を同和地区住民に特化した住環境改善事業を実施することは許されない。しかし、少なくとも、事業終了後に残された課題の解決に向けて尽力することを違法と評される理由はない。」しかし、残地処分は、前記のとおり「平成14年度以降においても取り組むべき『「課題』」に当たらないものである。

- 2、被告は、原告らが「どんなに遅くても、同和特別対策の最終終期である平成14年3月31日までに本件残地の処分を終える義務を負っていた」と主張したことに対応して、被告書面第2「いわゆる同和対策事業の終了時期について」の部分の主張をするので、当該原告らの主張を、念のため敷衍する。

原告らは、平成14年3月31日をこえたことをもって初めて、残地処分の遅延が違法になった、と主張しているのではない。平成14年3月31日をこえた時点では、本件各土地いずれについても、残地処分の遅延が違法になった後に当たっていると主張しているものである。

甲良町において、残地処分が行われずに放置されてきた期間は、原告らの知り得た情報の範囲で判断すると、10年、20年単位の長さであり、第三者に占有されている土地の占有態様は公然たるもので、町が占有を知らずにいたとはとうてい考えられないところである。その中で、処分に障害となる事情を抱えた土地については、そのような事情を加味しても、それぞれの土地の残地処分に関して想定される通常所要期間に多少の猶予期間を加えた期間を甚だしく超えた長期間にわたり残地処分が終えられていないなら、町そして町長は任務懈怠と評価される。

本来、本件残地について、いつから何年にわたり残地処分が怠られてきたか、障害事情はなにかなどの個別事情に応じて、いつから任務懈怠となったかは土地ごとに区々となると考えられる。

ただ、原告らが、従来、甲良町当局に問いただすなどしても、町は、いつから残地が放置されているかを示すことをしなかった。

そのことから原告らにおいて、各残地ごとに、当該土地についていつから任務懈怠に陥ったかを個別に主張することが出来なかった。

しかし、本件各残地の放置期間は10年、20年単位の長さと考えられるので、本来、相当以前から、本件各土地について任務懈怠に陥っていたと考えられる。そして、残地となって放置されて長期間が経過した後であって、同和特別対策の終期さえ過ぎた平成13年度末（平成14年3月31日）の時点では、本件各土地いずれについても、残地処分の遅延が違法になった後に当たっている、その意味で、本件各土地については、どんなに遅くとも平成14年3月31日までに残地処分を終えていなければ、任務懈怠となると主張したものである。

第3、「本件事業残地について」について

1、同項1、2について

(1) 被告は、第3、1の4行目において、「・・・昭和63年1月、整備事業後、不可避免的に発生する、いわゆる事業残地・・・」と述べる。事業残地は不可避、当然のものといわんばかりに見える。

しかし、事業の種類により若干の差異があるものの、土地の形状に起因して土地の端部分が残地となることは時にはあっても、むしろ残地は例外的なもので、面積的にも分譲地何十個分もの残地が出ることはありえないことである。

この趣旨で、残地が不可避免的に発生することを否認する。

(2) 昭和63年1月、「事業残地処分基準」を町が策定したか否かについては知らない。

ただ乙2号証をみると、その内容は、ありきたりのもので、基準と銘打って定めた意味は不明であるし、昭和63年に残地処分を始めようとして事業残地処分基準を設けたのであれば、そもそも残地処分を始めようとした時期が遅すぎると考えられる。さらに、昭和63年に事業残地処分基準を設けたとしても、実際に残地処分行為に着手をすることがなければ、残地処分を行っていたことにならないことは言うまでもない。

被告は、この基準に「歴史的に形成されたコミュニティの持続発展という観点から」なる装飾文句をつけようとしているが、従前の居住関係や隣接近隣の土地の形状、利用関係に適合する処分をするのが合理的であるということは、あらためて言うまでもないことで、被告のいう「基準」には「歴史的に形成されたコミュニティの持続発展という観点から」と格好をつけるような特別の意味工夫はまったく見出せないものである。

(3) 町が平成8年4月、「事業残地整備基準」を策定したか否か、同年5月および7月に残地整備プロジェクト会議を開催したか否かについては知らない。

それらを行っていたとしても、なにゆえに、そのような時期に至って、事業残地整備基準を作ったり、プロジェクト会議を開催したかそれ自体が不可解である。残地の放置が、極端に長期化し、町民の目にもあらわになってきたので、残地問題に取り組んでいる体裁を整えるために行ったのではないかとすら考えられる。

また乙3を見ると、「1. 公園・緑地・駐車場等の公共施設の確保を最優先とする。」と記されている。

しかし、「公園・緑地を設ける」ことは、地区改良事業の事業内容そのものとして既に行われたことのはずであって、「残地の処分」の問題として、「公園・緑地を確保する」ことを挙げ、まして、それを最優先とするというのは、理解しにくいことである。すなわち、整備基準のこの部分はおかしいと思われる。

また、乙3によると「3. 区画として残っている残地については、公営住宅入居者に優先的に払い下げるものとする。」とある。しかし、「公営住宅入居者への払い下げの事例」はほとんど無い。被告主張の「事業残地整備基準」が本当に適用されているのかにも疑問がある。

2、被告書面第3、3について

(1) 第3、3(1) 物件目録1記載の土地の部分について

被告は第1回口頭弁論期日において各残地ごとに詳しい主張を準備すると述べたので、原告らは大いに期待していたところであるが、残念ながら、さして詳しい主張もなく、いつから残地になったか、いつから占有されていたのかなどを中心に、原告らが重要と考える事項についての主張は全くなかった。そこで、裁判所から被告に釈明をなされたく、以下に項を改めて、求釈明の申立をする。

については、各土地についての釈明事項は別項に譲り、この部分においては、被告の主張への認否を記す。

アについて

物件目録1 - 1 (小川原818 - 3)

畑として使用されていることは認める。

1 - 2 (小川原725 - 5)

被告は「旧所有者が占有」という。占有されているのは認める(庭石が置いてある)が、占有者が旧所有者かは不知。

イについて

平成18年3月末時点における徴収未了の土地代金の額については不知。

甲良町が、残地問題に「力を注ぎ続けてきた」ことは否認する。残地問題を、放置に放置し続けてきたのが事実である。力を注いでいることがあるとすれば、本訴提起に前置された監査請求それらに続いての本訴提起を受けて、あわてて力を注ぎはじめたものであり、山本日出男町長が、力を注いだ事実はなく、同町長が任務を果たした点はいささかも認めら

れない。

登記上町の名義であるから損害は発生していないとの主張については争う。町財産がほしいままに占有使用されていることで町は賃料相当損害金の被害を被っている。また、残地処理の過程で固定資産税の課税が可能な段階に達し次第課税を行うべきところ、それを怠ってきたことで、町は得べかりし税金収入相当の損害を被ったものである。

そして、残地の放置の結果、占有された土地が取得時効完成状態に陥れば、時効が援用されればたちまち町が土地を無償で失うという状態が現存するものである。すなわち、最悪の損害がたちまち顕在化する状態が現存していることになる。

経済的には、残地処分を遂げれば入金を受けられる土地代金が入金されないことで、同和対策事業のために起債した公債の償還ができず、利息負担をする期間が長期化し、利息支払の資金を町民の税金を投入して行うことになり町の財政に対する大きな圧迫・負担となる。

参考のため、地域改善対策特定事業債の残高や償還額を見る（甲3～9）。この地域改善対策特定事業債のすべてが本件残地に係る事業に関するものではないと思われるが、当該事業に係る部分も相当含まれる起債であることは明らかである。平成14年度の地域改善対策特定事業債の残高は2億205万7000円、15年度は1億6760万2000円、16年度は1億3673万7000円である。償還は、平成14年度から16年度までに、元利合計で、1億1679万6000円を支払い、うち利息としては、2087万7000円となっている。せめて、平成14年度までに残地処分が終了していたら、利息として支払った額のうち、残地の件に係る分は不要であったと考えられる。

まさに、残地処分の遅れは、町民の税金を無為に費消させ、町財政を悪化させているのである。

(2) 「別紙物件目録2記載の土地」の部分について

目録2の土地についても、なんら詳しい主張は被告からなされなかった。

被告書面で一部主張されているところもあるが、あまりに断片的である。

また、被告書面においては、甲1で表示されたウ、とエ、オに分かって論述がなされているものであるが、目録中どの土地が、それぞれウ、エ、オのどの区分に属するかはほとんど表示されていない。

(もっとも、準備書面本文の内容から下記はわかる。

ウに区分されるもの 2 - 17、2 - 19、2 - 23、2 - 32、2 - 38

エに区分されるもの 2 - 18

オに区分されるもの 2 - 6 2 - 7、2 - 25、2 - 28、2 - 31、2 - 36、2 - 44)

監査結果を記した書面（甲１）においてもウ、エ、オの区分を設けて論じながらどの土地がどの区分に属するとしているのかが示されていないかった。

よって、下記求釈明の項に記載の各事項を明らかにすることを裁判所において被告に求められたい。いつからどのように放置されているのか、あるいは放置されていない（被告主張）のかを明らかにすることが、任務懈怠の有無の判断に欠かせないため、釈明を求める各事項が明らかにされることが必要と考えるからである。

各土地の登記名義が町に残っているから損害は無いという主張が失当であることは、目録１の土地に関すると同様である。

【原告の主張】

原告の認識による本件各土地の現況

１、物件目録１（甲２）

（１） 物件目録１ - １（小川原８１８ - ３）

畑として使用されている。

（２） １ - ２（小川原７２５ - ５）

庭石が設置され占有されている。

（３） １ - ３（小川原７５９ - １）

車庫として占有されている土地である。

（４） １ - ４（小川原７１８ - １）

住宅敷地として占有されているところである。

（５） １ - ５（呉竹１３２ - ４）

資材置き場及びプレハブ（事務所）が設置されている。

（６） １ - ６（呉竹１９３）

住宅敷地として使用されている。当該土地は山本日出男前町長の自宅に極めて近い場所である。

（７） １ - ７（長寺１１０５ - ８）

建物の敷地として使用されている。甲良町職員山崎太美氏（同和対策事業の担当課である同和対策課（当時）の課長を長く務めた）の自宅に隣接した土地である。

２、物件目録２

現在、全土地を見分調査すべく、調査を進めており、追って別書面で述べる。

【求釈明】

(物件目録 1)

(物件目録 1 - 1) 畑として使用されているもの

本土地を町が取得した年月日 (取得の根拠となった契約の年月日及び町への登記移転の年月日) 町はだれから取得したか

町はいかなる事業のために取得したか、事業の名称、その事業の実施期日 (始期と終期) 当該事業の補助対象年度

残地となった理由

畑として占有しているものの住所氏名 その者と土地の縁故性があるならそれはどういうものか

町が占有を認知した時期

占有の開始時期 (町が認識している占有開始時期)

(被告は「文書にて土地代金を請求している」というので)

文書にて土地代金を請求している根拠となる契約等は何か、いつ結ばれたか 契約書を証拠として提出されたい。

土地代金請求の文書はいつ発したか 文書を証拠として提出されたい。

土地占有者に固定資産税を課税しているか。課税しているとすればいつからしているか。課税した税金は納付されたのか 納付されたなら証拠を提出してください

「文書にて土地代金請求を請求する」までに、法的根拠のない占有を解消させるためにおこなった措置はありますか。あればいつどのようなことを行ったのか示し、その行ったことの証拠を提出してください。

(物件目録 1 - 2) 庭石設置

本土地を町が取得した年月日 (取得の根拠となった契約の年月日及び町への登記移転の年月日) 町はだれから取得したか

町はいかなる事業のために取得したか、事業の名称、その事業の実施期日 (始期と終期) 当該事業の補助対象年度

残地となった理由

占有しているものの住所氏名 その者と土地の縁故性があるならそれはどういうものか

町が占有を認知した時期

占有の開始時期 (町が認識している占有開始時期)

(被告は払下をなすべく調整中というが) 調整している点はなにか。払下をするための話し合いを始めたのはいつか。

土地占有者に固定資産税を課税しているか。課税しているとすればいつからしているか。課税した税金は納付されたのか 納付されたなら証拠を提出してください

記載の今般行っているという払下準備より以前に町として占有者に対し買取の請求や、明渡請求をしたことがあるか。あったならその時期、とった措置の内容はなんですか 行ったことについての証拠を提出してください。

(物件目録 1 - 3) 車庫

本土地を町が取得した年月日 (取得の根拠となった契約の年月日及び町への登記移転の年月日) 町はだれから取得したか

町はいかなる事業のために取得したか、事業の名称、その事業の実施期日 (始期と終期) 当該事業の補助対象年度

残地となった理由

占有しているものの住所氏名 その者と土地の縁故性があるならそれはどのようなものか

町が占有を認知した時期

占有の開始時期 (町が認識している占有開始時期)

(被告は「代金請求をした」というので)

代金支払の根拠となる契約はいつ結んだという契約か 契約書を証拠として提出してください。

(被告は内容証明郵便で請求したところ土地代金が支払われた、というので) 内容証明郵便を証拠として提出してください。代金支払の証拠を提出してください。

土地占有者に固定資産税を課税しているか。課税しているとすればいつからしているか。課税した税金は納付されたのか 納付されたなら証拠を提出してください

記載の措置をする以前に町として占有者に対し買取の請求や、明渡請求をしたことがあるか。あったならその時期、取った措置 措置を取った証拠を提出してください

(物件目録 1 - 4) 住宅

本土地を町が取得した年月日 (取得の根拠となった契約の年月日及び町への登記移転の年月日) 町はだれから取得したか

町はいかなる事業のために取得したか、事業の名称、その事業の実施期日 (始期と終期) 当該事業の補助対象年度

(当初 4 9 8 平方メートルを払い下げ、その後、西側及び北側に接して事業残地が発生したと被告は言うので) まず、どのような事業のためにどのような部分がどのように残地になり、その後どのような事業のためにどのような部分がどのように残地になったかを明らかにされたい。

占有しているものの住所氏名 その者と土地の縁故性があるならそれはどのようなものか

町が占有を認知した時期

占有の開始時期 (町が認識している占有開始時期)

被告書面添付の表に「事業関連未解決。継続交渉中」とあるが、事業関連未解決の内容を具体的に示されたい。

当初の払下契約はいつ締結したか 契約書を証拠として提出してください その代金の支払はいつ受けたか 代金支払の証拠 を提出してください。

その後、西側、北側を払い下げたその契約はいつ結びましたか 代金額はいくらですか 契約書を証拠として提出してください。

土地占有者に固定資産税を課税しているか。課税しているとすればいつからしているか。課税した税金は納付されたのか 納付されたなら証拠を提出してください

町として、占有者に買取の請求や、明渡請求をしてきた経過を述べてください。取った措置について証拠を提出してください。

(物件目録 1 - 5) 資材置き場 プレハブ (事務所)

本土地を町が取得した年月日 (取得の根拠となった契約の年月日及び町への登記移転の年月日) 町はだれから取得したか

町はいかなる事業のために取得したか、事業の名称、その事業の実施期日 (始期と終期) 当該事業の補助対象年度

残地となった理由

占有しているものの住所氏名 その者と土地の縁故性があるならそれはどのようなものか

町が占有を認知した時期

占有の開始時期 (町が認識している占有開始時期)

土地占有者に固定資産税を課税しているか。課税しているとすればいつからしているか。課税した税金は納付されたのか 納付されたなら証拠を提出してください

隣接地との境界確定の難航とは、何が障害をとなつてどのように難航しているのか

町が境界確定に問題があることを認知したのはいつか

町として、占有者に買取の請求や、明渡請求をしてきた経過を述べてください。取った措置について証拠を提出してください。

(物件目録 1 - 6) 住宅

本土地を町が取得した年月日 (取得の根拠となった契約の年月日及び町への登記移転の年月日) 町はだれから取得したか

町はいかなる事業のために取得したか、事業の名称、その事業の実施期日 (始期と終期) 当該事業の補助対象年度

残地となった理由

占有しているものの住所氏名 その者と土地の縁故性があるならそれはどのようなものか

町が占有を認知した時期

占有の開始時期 (町が認識している占有開始時期)

(被告は代金が完納されたという。)

代金支払の根拠となる契約は何ですか。いつ結ばれましたか。 契約書を証拠として提出してください

代金の支払はいつ受けたか 代金支払の証拠を提出してください。

土地占有者に固定資産税を課税しているか。課税しているとすればいつからしているか。課税した税金は納付されたのか 納付されたなら証拠を提出してください

町として、占有者に買取の請求や、明渡請求をしてきた経過を述べてください。取った措置について証拠を提出してください。

(物件目録 1 - 7) 建物

本土地を町が取得した年月日 (取得の根拠となった契約の年月日及び町への登記移転の年月日) 町はだれから取得したか

町はいかなる事業のために取得したか、事業の名称、その事業の実施期日 (始期と終期) 当該事業の補助対象年度

残地となった理由

占有しているものの住所氏名 その者と土地の縁故性があるならそれはどういうものか

町が占有を認知した時期

占有の開始時期 (町が認識している占有開始時期)

(被告は残金約 3 万円を支払請求中という。そこで)

「残金支払請求」の根拠となる払下等の契約は締結されていますか 締結されているならいつ契約しましたか 契約書を証拠として提出してください

「残金」以外の支払はいつ受けましたか 代金支払の証拠を提出してください。

土地占有者に固定資産税を課税しているか。課税しているとすればいつからしているか。課税した税金は納付されたのか 納付されたなら証拠を提出してください

町として、占有者に買取の請求や、明渡請求をしてきた経過を述べてください。取った措置について証拠を提出してください。

(物件目録 2)

1、各物件について、次のことを明らかにしてください

本土地を町が取得した年月日 (取得の根拠となった契約の年月日及び町への登記移転の年月日) 町はだれから取得したか

町はいかなる事業のために取得したか、事業の名称、その事業の実施期日 (始期と終期) 当該事業の補助対象年度

残地となった理由

当該土地の現況（占有の有無を含む）

第3者に占有されている場合、

イ 占有の態様 占有しているものの住所氏名 その者と土地に縁故性があるならそれはどのようなものか

ロ 町が占有を認知した時期

ハ 占有の開始時期（町が認識している占有開始時期）

二 払い下げの有無

払下ある場合、いつ契約したか 代金はいくらか 契約書を証拠として提出されたい。

代金の支払の有無 あるなら時期、金額 代金支払の証拠を提出してください。

ホ 土地占有者に固定資産税を課税しているか。課税しているとすればいつからしているか。課税した税金は納付されたのか 納付されたなら証拠を提出してください

ヘ 町として、占有者に買取の請求や、明渡請求をしてきた経過を述べてください

第3者により占有されていない場合

イ 土地の現在の形状、状態

ロ 町として行っている管理行為の内容はなんですか その管理のために経費を用いたことがあればどのような支出根拠（契約）に基づき、いかなる支出をしたかを示してください。契約書を証拠として提出してください。

町として当該土地をどのように残地処分する計画か 具体的計画がある場合具体的に示されたい（単に公共用地と表現するのではなく、公営住宅用地、新駅予定地程度の詳しさでは表示されたい）

そのような処分計画を定めた理由

その処分計画をたてたのはいつか

その処分計画に向けていつどのようなことを実施してきたか

被告平成18年4月11日付け準備書面添付の表の「理由及び対処と管理計画」記載の内容は、そのみでは意味が十分把握できないので、文章で表現して説明してください。

この土地は、甲1号証（監査結果）9ページ（被告書面6ページ）記載のウ、エ、オの区分でいうとどれに該当しますか

2、目録2 - 18について

原告らは、町の資料に準拠して訴状添付の物件目録を作成し、目録2 - 18に、滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹字三水140番5と記した。ところがその後原告らの調査の中で、上記140番5という地番の土地は無いことが判明した。そこで、従前、滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹字三水140番5としてきた土地の正しい地番を述べられたい。

- 3、訴状別紙物件目録 2 - 1 2、2 - 1 3、2 - 1 9、2 - 2 6、2 - 3 5、
2 - 3 7、2 - 3 8、2 - 4 4 について

これらについても、原告らは、町の資料に準拠して訴状添付の物件目録を作成した。これらにある「他」（2 - 1 2 においては、滋賀県犬上郡甲良町大字呉竹字川原内 1 1 2 番 1 「他」とある）の表示は、いかなる趣旨が示されたい。

- 4、滋賀県犬上郡甲良町大字小川原字東川原 8 0 8 番 4 5 宅地 7 4 6 . 5 9 平方メートルについてお尋ねします。これは、現在のところは、本訴の物件目録（本訴提起前に町が示した事業残地の一覧に準拠にして作成したもの）に搭載していない物件です。

この物件は、同和対策事業のため町が取得したものであって、未だ町名義のままのものと思われるのですが、甲良町は、これを事業残地と認識していますか。もし、認識していないのであれば、事業残地と扱わない理由を述べてください。